別記○

南海トラフ地震防災規程（作成例）

（目的）

第１条　本規程は、予防規程第○条（防災規程第○条）の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

（保安監督者の業務）

第２条　保安監督者は、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時は、次の措置を講ずるものとする。

⑴　従業員に地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）に関する情報の収集にあたらせること。

⑵　南海トラフ地震が発生したこと及び南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発表されたことを従業員に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

⑶　南海トラフ地震による津波は、名古屋市の被害想定によると当該地域の浸水深さは＿＿＿cm、到達時間は＿＿分、当事業所が指定する避難場所＿＿＿＿＿まで徒歩で＿＿＿分かかることから、避難開始までの活動時間を＿＿分と設定し、地震対策において定める地震発生後の緊急点検等を実施したのち、各自事前に定めた避難場所＿＿＿＿＿＿＿へ避難するものとする。

なお、津波に伴う緊急点検等の優先順位は、別に定める「　　」によるものとし、緊急点検が終了していない場合であっても、活動時間経過後、ただちに避難を開始するものとする。

（南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制・措置）

第３条　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

⑴　保安監督者は、来訪者及び顧客（以下「顧客等」という。）に南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたことを知らせること。

⑵　保安監督者は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたことを従業員に伝達するとともに、南海トラフ地震臨時情報（調査中）に関する情報の収集にあたらせること。

なお、広報については第９条によるものとする。

⑶　保安監督者は、危険物の取扱いに関する必要な措置について従業員に指示をするとともに、当該施設内にその旨を周知すること。

⑷　保安監督者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）もしくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の防災対応について確認するとともに、従業員に防災資機材の準備を行う等の必要な措置について指示すること。

⑸　従業員は、施設・設備の点検等日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の体制・措置）

第４条　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

⑴　保安監督者は、顧客等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことを知らせること。

⑵　保安監督者は、従業員を招集し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたことを各従業員に伝達するとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に関する情報の収集にあたらせること。

なお、広報については第９条によるものとする。

⑶　保安監督者は、各従業員に危険物の取扱いを速やかに停止する等の必要な措置について指示し、当該施設内にその旨を周知すること。

⑷　保安監督者は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるＭ８．０以上の地震の発生から１週間は、後発地震の発生に警戒し防災資機材を準備する等、ただちに災害応急活動ができる措置をとるとともに、当該期間経過後１週間は後発地震の発生に注意し、危険物の取扱いの停止手順や避難経路等の確認を行うものとする。

⑸　従業員は、⑷に定める期間、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、設備の点検・巡視・転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、顧客等や従業員の保護を行う。

避難する際の避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等は下記によるものとする。

ア　地震の発生及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表又は保安監督者の指示に基づき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該事業所が指定する避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了

後はその旨を直ちに保安監督者へ報告すること。

イ　保安監督者から避難誘導開始の指示を受けたときは、適切に顧客等を避難誘導すること。

ウ　避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

エ　顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに保安監督者に報告すること。

（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の体制・措置）

第５条　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

⑴　保安監督者は、顧客等に南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを知らせること。

⑵　保安監督者は、従業員を招集し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを各従業員に伝達するとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する情報の収集にあたらせること。

なお、広報については第９条によるものとする。

⑶　保安監督者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを各従業員に伝達するとともに、危険物の取扱いを速やかに停止する等の必要な措置について指示し、当該施設内にその旨を周知すること。

⑷　保安監督者は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてＭ７．０以上Ｍ８．０未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側５０㎞程度までの範囲でＭ７．０以上の地震が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間は後発地震の発生に注意し、危険物の取扱いの停止手順や避難経路等の確認を行うものとする。

⑸　従業員は、⑷に定める期間、日頃からの地震への備えを再確認するとともに、設備の点検・巡視・転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、顧客等や従業員の保護を行う。

避難する際の避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等は下記によるものとする。

ア　地震の発生及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表又は保安監

督者の指示に基づき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該事業所が指定する避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに保安監督者へ報告すること。

イ　保安監督者から避難誘導開始の指示を受けたときは、適切に顧客等を避難誘導すること。

ウ　避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

エ　顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに保安監督者に報告すること。

（その他不測の事態）

第６条　保安監督者は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、本規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、保安監督者は直ちに従業員に必要な指示を与えるものとする。

２　従業員は、本規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに保安監督者にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

（訓練）

第７条　保安監督者が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年１回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

⑴　情報収集・伝達に関する訓練

⑵　津波からの避難に関する訓練

⑶　その他前各号を統合した総合防災訓練

（教育）

第８条　保安監督者が従業員等に対して行う教育は次による。

⑴　南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容

⑵　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

⑶　地震及び津波に関する一般的な知識

⑷　地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識

⑸　地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が出された場合に従業員等が果たすべき役割
⑹　地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
⑺　地震対策として今後取り組む必要のある課題

（広報）
第９条　保安監督者が、顧客等に対して事前に行う広報は次による。
保安監督者は、従業員を通じて、次の事項について構内放送の他、顧客等を見かけた場合に広報を行わせるものとする。
⑴　南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
⑵　津波等に関する情報
⑶　当該地域が避難対象地域であること
⑷　事業所内の避難場所が＿＿＿＿＿であること
⑸　事業所外の避難場所が＿＿＿＿＿であること
⑹　顧客等の協力による救助活動
⑺　顧客等と伴に行う避難行動
⑻　自動車使用の自粛等
⑼　その他防災上取るべき行動に関する事項

附　則
本規程は、令和　　年　　月　　日から施行する。